

## 委託仕様書

### 1 件名

令和8年度宿泊施設等への充電設備導入促進事業

### 2 目的

電気自動車（以下「EV」という。）の普及拡大に向けて、EVの航続距離に対する不安を払拭するためには、基礎充電を補完するための目的地充電の一層の充実が重要である。

岡山県では、充電設備の導入に係る費用を補助する事業を実施している。また、近年では民間の充電事業者において、簡便に充電設備の設置・運用が可能なサービスが提供され始めているが、このような情報が宿泊施設の経営者等に十分に伝わっていないことが、導入が進まない一つの要因と考えられる。

宿泊施設の経営者、施設管理担当者等に対する情報提供や普及啓発を行うことで、宿泊施設における導入を加速させていく。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

岡山県（以下、「県」という。）が指定する場所

### 5 経費の上限

3,921,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※事業の実施に係る一切の経費を含む。

### 6 委託内容

#### ①宿泊施設への充電設備導入に向けて必要な情報をまとめたリーフレットの制作

宿泊施設に充電設備を導入することによるメリットのほか、充電器の種類、設置費用、導入の進め方など、設置に必要となる情報をまとめたリーフレットを制作すること。

#### ア 作成期限

令和8年8月末日

#### イ 作成方法

リーフレットの内容について提案し、県と協議の上、完成させること。

#### ウ リーフレットの内容

- ・充電設備を導入するまでの基本的な流れ、進め方
- ・充電設備の種類と設置費用

- ・必要な検討項目
- ・サービス事業者の活用
- ・充電設備の導入に当たり活用できる補助金の情報
- ・地元宿泊施設における導入事例

#### エ その他

リーフレットは充電設備導入に関する情報を網羅的に紹介するとともに、宿泊客の増加など期待できるメリットについて分かりやすく掲載すること。

### ②セミナー&無料相談会の実施

宿泊施設の経営者、施設管理担当者等を対象に、宿泊施設への充電設備の導入に向けたセミナー&無料相談会を県南、県北エリアで各1回実施すること。

#### ア 時期

- ・令和8年9月から10月頃  
なお、開催日は平日を基本とし、開催時間は半日程度とする。
- ・県が実施するマンション居住者向けセミナーの開催日程を考慮し、充電事業者が参加しやすい日程とすること。

#### イ 場所

- ・県南、県北エリアで各一会場とする。なお、会場の選定に当たっては、セミナー&無料相談会の実施内容や会場設営等を踏まえ、県と協議の上決定すること。
- ・会場は、事前準備及び撤収作業の時間を踏まえて、十分な時間を確保すること。会場使用料は受託者が負担すること。

#### ウ 参加者（想定）

- ・充電事業者 5～7社程度
- ・宿泊施設の経営者、施設管理担当者等 数十人程度

#### エ 案内・参加者受付

- ・受託者を差出人とし、約500件程度(県内の主な旅館業法許可施設等を想定。)の宿泊施設に案内を行うこと。なお、送付先リストは受託者で作成すること。
- ・送付用及び返信用の封筒は県が支給し、印刷・発送等にかかる経費は受託者が負担すること。
- ・受託者が参加申込等の返信用郵便の料金受取人払いの承認申請事務を行うこと。
- ・Webによる参加申込を可能とし、受付用のWebページを作成すること。

#### オ 広報

- ・宿泊施設の経営者、施設管理担当者等の来場者の確保に向けて効果的な広報を実施することとし、提案書に明記すること。

## カ 内容

### (i) 企画

- ・ 2部構成とすること。

#### <第1部>

- ・ 有識者による宿泊施設への充電設備の導入に向けた具体的なノウハウや設置によるメリットの説明、充電事業者によるサービス内容等のプレゼンプログラムとすること。
- ・ 有識者による説明は 60 分程度、充電事業者によるプレゼンの時間は 5 ～ 10 分程度／社とすること。
- ・ 説明及びプレゼンを行う有識者及び充電事業者の候補は受託者が選定し、県と協議の上、決定すること。
- ・ 宿泊施設への充電設備導入を検討するにあたって参考となる資料やデータを県が提供する場合には、第 1 部の中で説明する機会を設けること。

#### <第2部>

- ・ 各充電事業者と宿泊施設の経営者、施設管理担当者等との相談会とすること。また、同時に県と参加者との質疑応答を実施すること。

### (ii) 会場設営

- ・ 会場レイアウトの検討、会場の設営・撤去、備品の調達等を行うこと。
- ・ プレゼンテーション用に演台、操作用 PC、プロジェクター、スクリーン等の機器を設置すること。
- ・ 第 2 部では、相談会用に充電事業者ごとのブースを設置すること。
- ・ 第 2 部の相談会用のブースに加え、県と参加者の質疑応答や参加者が資料確認等のできる区画を準備すること。

### (iii) 運営

#### <事前>

- ・ 会場使用に係る施設管理者との必要な調整を行うこと。
- ・ 事務局を設置し、宿泊施設の経営者、施設管理担当者等との調整（開催案内の送付、参加者取りまとめ、問い合わせ対応等）を行うこと。
- ・ 参加者数、参加する宿泊施設数、属性について集計し、県に報告すること。また、県からの求めに応じて適宜参加状況を報告すること。
- ・ 開催の 4 週間前（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）までに会場レイアウト及び参加者の動線等を示した会場使用計画書を作成・提出し、県の承認を得ること。
- ・ 開催の 2 週間前（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）までに運営及び進行に係る実施計画書を作成・提出し、県の承認を得ること。

#### <当日>

- ・ 来場者の受付及び案内誘導、司会進行の対応等を行うこと。
- ・ 県が作成する設問項目・内容をもとに来場者に対しアンケートを実施する

こと。

〈事後〉

- ・開催後速やかにアンケート結果について集計を行い、県に提出すること。
- ・開催後速やかに当日の出席者について、人数、宿泊施設数、属性別に集計し報告すること。

## 7 書類等の提出

(1) 受託者は、契約確定の日から 1 週間以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、次の書類を提出し、県の承認を得ること。

- ・委託着手届
- ・業務計画書

(2) 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく次の書類を提出すること。

- ・委託完了届
- ・納品書

## 8 成果品及び提出部数

- ・報告書 2 部
- ・上記の電子データ 一式

## 9 再委託の取扱い

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。また、再委託する場合には、事前に県の承諾を得るものとし、この仕様に定める事項については、再委託先においても受託者と同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關し一切の責任を負う。

## 10 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託において、業務上知り得た秘密を県の承諾を得ないで第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託において、業務上知り得た一切の事実又は情報（個人情報を含む。）を、本契約以外の目的には使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外に開示しないこと。
- (3) 受託者が秘密保持義務に違反して、県が損害を被った場合、受託者は県が被った損害額を補償する。

## 11 成果物の帰属関係等

- (1) 受託者が本業務の履行に当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等知的財産権についての権利は、県に帰属する。

- (2) 新規著作物中に、受託者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれる場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受託者は県によるこれらの著作物利用（二次利用含む。）に支障及び費用が発生しないよう必要な措置をとるものとする。

## 12 貸与品等

- (1) 県は、本委託の履行にあたって必要と認めるときは、受託者に対して、業務に必要とする物品の貸与等を行うものとする。
- (2) 県が貸与等した物品（以下「貸与品等」という。）については、万全の注意を持って保管し、資料の内容は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、貸与品等について適正に保管及び管理するとともに、情報等の保護については万全の措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、貸与品等を委託内容の履行目的以外に使用してはならない。
- (5) 受託者は、貸与されたデータ等を県に無断で複製してはならない。
- (6) 受託者は、本業務終了時に貸与品等を県に返還すること。なお、履行期間中であっても、貸与品等について県から返還の指示があった場合、あるいは必要がなくなった場合は、速やかに返還しなければならない。

## 13 賠償責任

- (1) 受託者は、委託業務に関し、その責めに帰すべき故意又は重大な過失により県に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務に関し、その責めに帰すべき故意又は重大な過失により第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

## 14 その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、県と協議又は確認を行うこと。

## 15 担当

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課普及班  
電話 0 8 6 - 2 2 6 - 7 2 9 7